

## 中小 M&A ガイドライン遵守に関する補足説明資料

本資料は、株式会社道家経営・法務事務所 が、中小企業庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として登録時に遵守すべき事項を宣言したものを、顧客に説明するために用いるものです。

### 遵守を宣言した内容

仲介契約・FA 契約の締結について、業務形態の実態に合致した仲介契約あるいは FA 契約を締結し、契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。

特に以下の点は重要な点ですので説明します。

- (1) 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
- (2) 提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
- (3) 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
- (4) 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)
- (5) 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
- (6) テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
- (7) 契約期間
- (8) 依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

最終契約の締結について、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

クロージングについて、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

専任条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- (1) 依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
- (2) 専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。
- (3) 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設けます。

テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- (1) テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。
- (2) テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

仲介業務を行う場合、特に以下の点を遵守して、行動します。

- (1) 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を、両当事者に伝えます。
- (2) 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。
  - ・ 例:譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと
- (3) また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。
- (4) 確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
- (5) 参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
  - ・ あくまで確定的なバリュエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
  - ・ 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
  - ・ 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること
- (6) デューデリジェンスを自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。

上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。

M&A 業務に関する 遵守事項一覧

番号	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守事項	備考
• 仲介契約・FA 契約の締結			
1	<input checked="" type="checkbox"/>	業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結する。	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得る。 説明すべき重要な点は以下のとおりである。	
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)	
(5)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)	
(6)	<input checked="" type="checkbox"/>	• テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)	
(7)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 契約期間	
(8)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項	
• 最終契約の締結			
3	<input checked="" type="checkbox"/>	最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促す。	
• クロージング			
4	<input checked="" type="checkbox"/>	クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認する。	
• 専任条項			
5	<input checked="" type="checkbox"/>	依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容する。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮する。	
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定める。	
7	<input checked="" type="checkbox"/>	依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設ける。	

• テール条項		
8	<input checked="" type="checkbox"/>	テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とする。
9	<input checked="" type="checkbox"/>	テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定する
• 仲介業務を行う場合における特則		
10	<input checked="" type="checkbox"/>	仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を、両当事者に伝える。
11	<input checked="" type="checkbox"/>	仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項(※)について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。 ※ 例:譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと
12	<input checked="" type="checkbox"/>	確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝える。
13	<input checked="" type="checkbox"/>	参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示する。
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	• あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	• 必要に応じて土業等専門家等の意見を求めることができること
14	<input checked="" type="checkbox"/>	DD を自ら実施せず、DD 報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝える。
• 上記以外の中小 M&A ガイドライン記載事項について		
15	<input checked="" type="checkbox"/>	上記の他、中小 M&A ガイドライン中「M&A 専門業者」に関する記載事項について中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った対応をする。

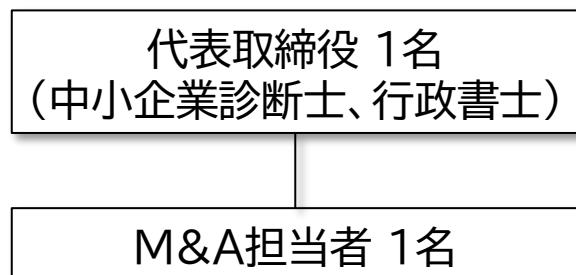
## 当社の主な事業内容

1. 中小企業・小規模事業者に対する経営コンサルティング
2. 中小企業・小規模事業者の事業承継およびM&Aのサポート
3. 認定支援機関等を対象にした研修および支援業務
4. セミナー・講演・研修の受託
5. 中小企業基盤整備機構、各県支援センター、商工会議所・商工会等の専門家派遣業務の受託

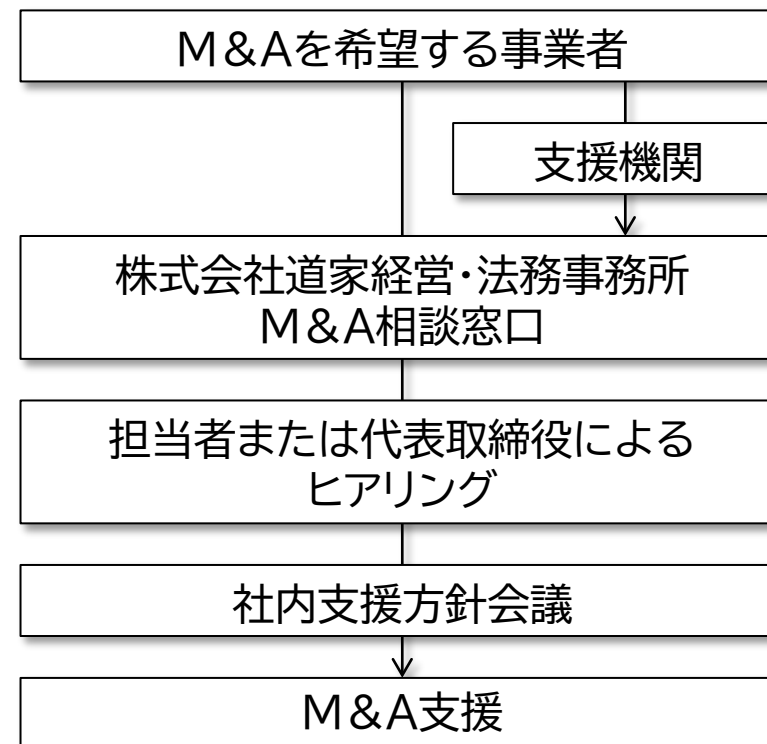
## < 中小M&A支援実施体制図 >

中小企業・小規模事業者のM&Aを支援サポートする体制です

### (1) 組織図・人員態勢



### (2) 履行体制図



## M&amp;A業務に関わる料金表

株式会社道家経営・法務事務所

2021年9月1日現在

p.2

項目	請求時期	報酬基準（税別）		
フィナンシャル アドバイス 手数料	フィナンシャル アドバイス 報告書納品時	0円～50万円 （一方の当事者のみと契約）		
仲介 手数料	着手金	M&A支援サポート 契約時	0円～50万円	
	中間金	譲渡契約 締結時	0円～成功報酬の20%	
	譲渡代金	譲渡完了時	最低報酬額 100万円	
			0円～5億円の部分	成功報酬率5%
			5億円～10億円の部分	成功報酬率4%
			10億円～50億円の部分	成功報酬率3%
			50億円～100億円の部分	成功報酬率2%
		100億円超の部分	成功報酬率1%	

仲介手数料は、双方合計の金額です。上記以外に、交通費等の実費は別途精算となります。